

教育行政用コンピュータウイルス対策システム 賃貸借契約に係る入札説明書

令和7年11月
大分県教育庁教育DX推進課

入札説明書

教育行政用コンピュータウイルス対策システム賃貸借契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年11月11日(火)

2 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
教育行政用コンピュータウイルス対策システム一式
詳細は、「教育行政用コンピュータウイルス対策システム賃貸借に係る仕様書」のとおり
- (2) 賃貸借期間
令和8年2月1日から令和12年1月31日までの長期継続契約とする。
ただし、契約日から令和8年1月31日までの期間については設置・設定作業期間とし、賃借料は発生しないものとする。
- (3) 納入場所
大分県庁舎新館サーバ室

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育DX推進課
〒870-8503 大分市府内町3丁目 10 番 1 号
電話 097-506-5487 FAX 097-506-1831
メールアドレス a31080@pref.oita.lg.jp

4 入札参加条件

本案件の入札については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- 1 「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年5月1日大分県告示第255号)」のうち、リース・レンタルとしての業種区分を取得している者。
- 2 納入しようとする物品について、「教育行政用コンピュータウイルス対策システム賃貸借に係る仕様書」に記載されていない製品で応札する場合は、機能等証明書(別紙)を令和7年11月18日(火)12時までに大分県教育庁教育DX推進課に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 この公告の日から下記九に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札方法

- (1) 入札金額は、1ヶ月の賃貸借料とする。見積にあたっては60ヶ月賃貸借料率で計算し、1ヶ月の賃貸借料を算定すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(月額)に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(月額)の110分の100に相当する金額(月額)を入札書に記載すること。
- (3) 入札は、大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)(以下「電子入札システム」という。)で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、「大分県電子入札運用基準(物品・役務)」によるものとする。

6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1)使用言語 日 本 語
- (2)通 貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和7年11月18日(火)17 時 00 分

8 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年11月21日(金)13 時 30 分

9 電子入札システムによる開札予定日時

令和7年11月 21日(金)14 時 00 分

10 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時を物品等電子入札システムにより通知する。

11 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項、入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則(昭和 39 年3月 31 日大分県規則第 22 号)の規定を適用する。

12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第3項第2号の規定により免除とする。

13 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1)保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき(大分県契約事務規則第5条第3項第1号)。
- (2)過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(大分県契約事務規則第5条第3項第3号)。

14 入札参加時の注意点

入札には、上記 6 の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附随する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者(以下「本人」という。)が参加することを原則とする。

15 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和 39 年大分県規則第 22 号)第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

17 落札者の決定方法

- (1)有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2)落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

18 入札説明書等に関する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票(別紙)を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和7年11月17日(月)17時00分

イ 提出場所

大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁教育DX推進課

電話番号 097-506-5487

FAX 097-506-1831

メールアドレス a31080@pref.oita.lg.jp

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、Eメールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和7年11月18日(火)までに参加申込のあった者すべてに対してEメールにより回答する。